平成２６年（フ）第８３号
岡山県倉敷市藤戸町天城659番地の５
破産者　有限会社丸巳建設工業
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２２６号
奈良市大宮町３丁目２番50号　白樺ハイツ五401号、開始決定時の住所兵庫県美方郡香美町小代区大谷527番地の１
破産者　田野　直樹
１　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
２　一般調査期日　平成27年３月24日午後２時
平成27年２月18日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８９７号
大阪府高槻市真上町１丁目16番１号
破産者　東和金属株式会社
１　破産債権の届出期間　平成27年３月17日まで
２　一般調査期日　平成27年４月16日午後２時30分
平成27年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６１１号
大阪府交野市星田山手３丁目12番22号
破産者　大宮美榮子
１　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
２　一般調査期日　平成27年４月20日午後２時30分
平成27年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８９０号
大阪市福島区野田６丁目３番26―916号
破産者　持田　元昭
１　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
２　一般調査期日　平成27年４月20日午後２時
平成27年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７号
広島市安佐南区長束３丁目43番２号　大前アパート２階202号
破産者　長谷川一雄
１　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
２　一般調査期日　平成27年４月15日午前10時30分
平成27年２月17日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２９号
神奈川県海老名市国分寺台３－６－７、住民票上の住所横浜市中区山手町272番地の１
破産者　上林　　信
１　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
２　一般調査期日　平成27年４月23日午前11時20分
平成27年２月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４８２２号
大阪市鶴見区今津中２丁目４番７―1003号、前住所三重県名張市美旗町藤が丘175番地
破産者　西山　健一
１　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
２　一般調査期日　平成27年４月20日午後２時30分
平成27年２月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番30―303号、従前の住所大阪府寝屋川市豊里町１番２号
破産者　樽美　映明
１　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
２　一般調査期日　平成27年４月22日午前10時15分
平成27年２月18日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３２号
北海道上川郡美瑛町扇町152番地の10
破産者　株式会社日本冷温運輸
１　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
２　一般調査期日　平成27年５月13日午後２時20分
平成27年２月18日　　旭川地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第６９号
山口県岩国市旭町２丁目12番57号
破産者　平田由美子
異議申述期間　平成27年３月31日まで
平成27年２月19日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２００５号
東京都中央区日本橋箱崎町36番２号
清算株式会社　ＭＫビルダー株式会社
代表清算人　小室　誠治
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１５号
静岡県焼津市鰯ヶ島136番地の26
清算株式会社　株式会社マリンタウンやいづ
清算人　中村　光央
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（ヒ）第１号
愛知県蒲郡市海陽町２丁目１番地
清算株式会社　蒲郡海洋開発株式会社
代表清算人　堀井　　敦
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（ヒ）第１号
長崎市元船町11番14号
清算株式会社　松早商事株式会社
代表清算人　浦川　宏二
１　決定年月日　平成27年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第１００４号
広島市東区牛田東３丁目33番16号
清算株式会社　ＫＳコンサル株式会社
代表清算人　森山　和馬
１　決定年月日　平成27年２月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１（債務確認）
ＫＳコンサル株式会社（以下「清算会社」という）は、別紙債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本日現在同債権者一覧表記載の債務を負っていることを確認する。
２（債務免除）
別紙債権者一覧表記載の各協定債権者は、清算会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日にその債務を全部免除する。
３（新財産の発見とその後の処理）
第２項の債務免除後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、別紙債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては、上記各協定債権者が前第２項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
広島地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２７年（再）第１号
茨城県水戸市谷田町840番地、商業登記簿上の本店所在地茨城県高萩市大字高萩42番地
再生債務者　有限会社ホテル湯島御苑
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　水戸市大町３丁目４番８号　福田法律事務所　弁護士　福田　博行
平成27年２月18日　　水戸地方裁判所民事部

平成２７年（再）第２号
熊本県人吉市瓦屋町1701番地の１
再生債務者　川上石油ガス株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　熊本市中央区草葉町４－20富士火災熊本ビル７階三浦・江越法律事務所　弁護士　三浦　宏之
平成27年２月16日
熊本地方裁判所民事第１部